（本勧告書の原文であるインドネシア語を和訳）

インドネシア共和国国家人権委員会
ラトゥハルハリ通り No.4B、メンテン、中央ジャカルタ、10310
電話 6221-3925230、Fax6221-3925227、サイト：www.komnasham.go.id

ジャカルタ、2016 年 5 月 11 日

番号：0.529/K/PMT/V/2016
添付：1 ファイル
性質：至急
件名：農地へのアクセス封鎖に関するコミュニティーの苦情

宛先
1. 国有電力会社（PLN）社長（トゥルノジョヨ通り、南ジャカルタ）
2. ビマセナ・パワー・インドネシア（BPI）社代表取締役社長（イクイティ・タワー11 階、Unit H SCBD lot 9、スディルマン通り 52-53、ジャカルタ　12190）

インドネシア国家人権委員会は、2016 年 4 月 7 日、バタン石炭火力発電所に関し、グリーンピース東南アジアに同行されたバタン県ポノワレン村、カランゲネン村、ロバン村のコミュニティーから直接報告を受けた。

主な点として、コミュニティーは、中ジャワ州バタン県における石炭火力発電所（2×1,000MW）の建設計画を拒否している 46 名の農地へのアクセスがフェンスの設置により封鎖されたと報告した（地権者のリストは添付のとおり）。

2016 年 3 月 4 日、警察、事業者の警備要員・労働者で構成される共同チームがフェンスを設置し、コミュニティーの 19.5 ヘクタール内にあった豆類の作物を台無しにしてしまった。中ジャワ州知事決定書によれば、未収用地は 12.5 ヘクタールとされている。現在、コミュニティーの水田は収穫時期を迎えており、コミュニティーは、もし早急に収穫できなければ、約 8 ヘクタールの水田が損害を受け、コミュニティーに損失をもたらすだろうと心配している。

このような報告に基づき、インドネシア国家人権委員会は、人権に関する 1999 年法律第 39 号第 89 条第 3 項にもとづき、以下を要請する。

1. 事業者とコミュニティーの間で、土地のアクセスと使用について、永久的な合意が形成されるまで、コミュニティーが稲やその他の作物を収穫できるよう、農地へのアクセスを提供すること。

2. 脅迫や暴力的な性格をもつ行動を避け、現在、中ジャワ州知事決定書に対しコミュニティーが（※訳者注：準備を）行なっている最高裁での上告審における法プロセスを尊重すること。

国家人権委員会は、上記の苦情に対するフォローアップがなされない場合には、人権に関する 1999 年法律第 39 号第 36 条第 1 項「何人も、自身の資産に対する権利、つまり、法に沿った手続きにより、自身、家族、国、コミュニティーの発展のための権利を有す」、および、第 2 項「何人も、乱暴な方法や規定違反の下、資産を奪われない」で規定される人権を侵害しうる点を喚起する。

国家人権委員会は、バタン火力発電所建設に関し、計画段階から今日まで、コミュニティーに対する多くの人権侵害が起きてきたことを再度喚起する。上記に基づき、国家人権委員会は、国連のビジネスと人権に関する指導原則で規定されているとおり、ビジネスと投資プロセスにおいて人権を尊重するよう要請する。

配慮と協力に感謝する。

国家人権委員会
監視・調査小委員会
ディアント・バフリアディ

Cc：
1. 国家人権委員会委員長
2. 経済担当調整相
3. エネルギー・鉱物資源相
4. 国営企業相
5. 中ジャワ州知事
6. バタン県知事
7. グリーンピース東南アジア、ロンギーナ・ギンティン
8. アーカイブ（109.118）

＜添付資料の表＞

UKPWR（ウジュンネゴロ、カランゲネン、ポノワレン、ウォノクルソ、ロバン村）の未売却の農地の地権者リスト

（以下、46 名の未売却地の情報）

番号	氏名	土地の広さ	場所	番号	氏名	土地の広さ	場所

（翻訳：FoE Japan）